

(別表) 東北女子大学保育士養成課程 履修規程

- 第1条 保育士の資格取得に必要な保育士養成課程を本大学家政学部児童学科に設ける。
- 第2条 本課程の修業科目及び単位数並びに履修方法は表1・2のとおりとする。
- 2 保育士資格を取得しようとする者は、表1に掲げる選択必修科目6単位以上と表2に掲げる選択科目4単位以上を含めて計68単位以上を履修する必要がある。
- 第3条 表1に掲げる科目及び単位については、学生が本学に入学する前に別の指定保育士養成施設校において修得した科目の単位を、本学に入学した後の授業科目の単位とみなして30単位まで認定することができる。
- 第4条 保育実践演習と保育の心理学(2)、保育内容総論、言葉の指導法、障害児保育は15時間の演習をもって1単位とする。
- 第5条 体育は30時間の実技をもって1単位とする。
- 第6条 保育実習は特に協力を委嘱した保育所及び児童福祉施設において、個別実習又は集団実習を行う。
- 2 表1にある保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱの実習施設の種別は次のとおりとする。
- 保育実習Ⅰ 保育所及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所支援施設、児童発達支援センター(児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る)、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 保育実習Ⅱ 保育所
- 第7条 保育実習Ⅱを履修すること。
- 2 保育実習及び保育実習Ⅱは30時間の実習をもって1単位とする。
- 第8条 学生は正当な理由なく授業を欠席してはならない。履修科目の評価については学則第12条を適用する。

附 則

本規程は平成20年4月1日より施行する。

附 則

本規程は平成23年4月1日より施行する。

附 則

本規程は平成24年4月1日より施行する。

表1

系 列	教 科 目	必修	選択	履修方法
(イ) 保育の本質・目的 に関する科目	保育原理	2		講義
	保育者論	2		講義
	教育原理	2		講義
	児童家庭福祉(1)	2		講義
	児童家庭福祉(2)		2	講義
	社会福祉	2		講義
	相談援助	1		演習
	社会的養護	2		講義
(ロ) 保育の対象の理解 に関する科目	保育の心理学(1)	2		講義
	保育の心理学(2)	2		演習
	子どもの保健Ⅰ(1)	2		講義
	子どもの保健Ⅰ(2)	2		講義
	子どもの保健Ⅱ	1		演習
	子どもの食と栄養	2		演習
	家庭支援論	2		講義

系 列	教 科 目	必修	選択	履修方法	
(ハ) 保育の内容・方法に関する科目	保育内容演習	保育課程論	2		講義
		保育内容総論	2		演習
		健康の指導法	1		演習
		人間関係の指導法	1		演習
		環境の指導法	1		演習
		言葉の指導法	1		演習
		表現の指導法Ⅰ(1)	1		演習
		表現の指導法Ⅱ(1)		1	演習
		乳児保育(1)	1		演習
		乳児保育(2)	1		演習
		障害児保育	2		演習
		社会的養護内容	1		演習
		保育相談支援	1		演習
		(ニ) 保育の表現技術	音楽表現Ⅰ(1)	1	
音楽表現Ⅰ(2)			1	演習	
音楽表現Ⅱ(1)			1	演習	
音楽表現Ⅱ(2)			1	演習	
音楽表現Ⅲ(1)			1	演習	
音楽表現Ⅲ(2)			1	演習	
造形表現Ⅰ(1)	1			演習	
造形表現Ⅰ(2)			1	演習	
造形表現Ⅱ(1)			1	演習	
造形表現Ⅱ(2)			1	演習	
身体表現(1)	1			演習	
身体表現(2)			1	演習	
言語表現	1			演習	
保育研究(A)			1	演習	
保育研究(B)			1	演習	
(ホ) 保育実習	保育実習指導Ⅰ		2		演習
	保育実習Ⅰ(1)	2		実習	
	保育実習Ⅰ(2)	2		実習	
	保育実習指導Ⅱ	1		演習	
	保育実習Ⅱ	2		実習	
総合演習	保育実践演習	2		演習	

表 2

系 列	教 科 目	必修	選択	履修方法
教 養 科 目	倫理学	2		講義
	法学		2	講義
	日本国憲法		2	講義
	国文学		2	講義
	生物学		2	講義
	英語Ⅰ	2		演習
	体育	2		実技
	児童体育理論	2		講義

